第１回教育委員会会議

１　日時　　令和３年１月12日　火曜日　午後３時30分～午後４時45分

２　場所　　大阪市役所地下１階　第11共通会議室

３　出席者

山本　晋次　　教育長

森末　尚孝　　教育長職務代理者

平井　正朗　　教育長職務代理者

巽　　樹理　　委員

大竹　伸一　　委員

栗林　澄夫　　委員

多田　勝哉　　教育次長

山口　照美　　生野区担当教育次長

大継　章嘉　　教育監

金谷　一郎　　顧問

川阪　明　　総務部長

藤巻　幸嗣　　教務部長

渡瀬　剛行　　指導部長

忍　　康彦　　学校環境整備担当部長

三木　信夫　　中央図書館長

村川　智和　　総務課長

樋口　義雄　　首席指導主事

弘元　介　　初等・中学校教育担当課長

福山　英利　　首席指導主事

寺本　圭一　　高校教育担当課長

澁谷　剛　　中央図書館総務担当課長

長谷部　絵理　中央図書館地域サービス担当課長

萩原　健一　　経済戦略局文化部博物館支援担当課長

川本　祥生　　政策推進担当部長

松浦　令　　教育政策課長

有上　裕美　　教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

４　次第

（１）教育長より開会を宣告

（２）教育長より会議録署名者に栗林委員を指名

（３）案件

議案第１号　　市会提出予定案件（その１）（大阪市美術品等取得基金条例を廃止する条例案）

議案第２号　　市会提出予定案件（その２）（区画整理記念・交流会館建設工事請負契約の締結）

議案第３号　　市会提出予定案件（その３）（大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案）

議案第４号　　大阪市立の高等学校等移管計画について

議案第５号　　大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画改訂版について

報告第１号　　職員の人事について

協議題第１号　令和３年度大阪府新学力テストについて（その３）

協議題第２号　中学校の適正な学習評価に向けた対応について

なお、議案第１号から第５号、及び協議題第２号については会議規則第７条第１項第５号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

報告第１号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第２条第１項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第２項により報告するものである。

生涯学習部担当係長の加藤晴子について、令和３年１月１日付で保健所感染症対策課担当係長を兼務することとした。

協議題第１号「令和３年度大阪府新学力テストについて（その３）」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和２年10月及び12月の教育委員会会議や市会における議論を踏まえ、大阪府教育庁とも協議を重ねながら事務局内部で再度検討してきた。

委員より頂戴していた、府が本テストを導入することとなった経緯、府教育委員会会議での議論の内容について説明したうえで、改めて事務局としての方針を示させていただきたい。

大阪府では全国調査の結果において、とりわけ小学校国語において全国との差が広がってきていること、また、暴力件数やいじめの認知件数も増加しているとのことであり、その要因を言語能力、読解力、コミュニケーション能力等の低さにあると分析している。そのため、学力の基盤となるそれらの力の育成が喫緊の課題であるとの認識の下、府全体で本テストを実施することにより、ＰＤＣＡサイクルを確立させ、それらの育成を図りたいとのことである。

大阪府教育委員会会議における議論のうち、主な意見について、まずは、経年的に見ていけるものにすること。３年、５年繰り返すことで、小学校の先生の授業力向上にもつながる。また、児童アンケートは、児童の心の状態や気持ち等が多方面から分かるものとし、点数だけでなく、子どもたちに大切な力が身につくものとするようにといったような議論がなされたとのことである。

今申し上げたような大阪府の背景や議論を踏まえて、大阪府新学力テスト参加の意義をまとめた。１点目は、経年調査と本テストにより、短いスパンでＰＤＣＡサイクルを回し、きめ細かい指導ができることである。国語、算数、理科について、教員はこれまで経年調査により年１回のＰＤＣＡサイクルを回しているが、つまずきが多くなる高学年で、より短いサイクルで回すことにより、児童一人一人の習熟の程度や考え方に合わせた授業改善に役立てることが可能になると考えている。

一方、教科横断的な問題については、今後の授業改善に生かしていくことが可能であるとともに、児童は、これまで以上によりきめ細く自らの学習状況を確認し、学びを調整しながら、学力向上につなげていけると考えている。

２点目は、小学校の本テストと中学校のチャレンジテストにより、小・中ともに府内での学力状況を分析することができる。経年調査は、本市独自の調査であり、大阪市全体の学力の伸びを経年的に他都市等と比較することに課題がある。昨年度より本市以外も参加する業者テストを採用しているが、参加市町村が年度ごとに変わることから、あくまでも参考値としての比較となっている。

一方、今回の本テストは、毎年、府下全小学校を対象にしていることから、府全体を分母として、全市学力の状況により詳細に経年的に把握することが可能となる。

３点目は子どもたちにとっての意義、４点目は教員にとっての意義を挙げている。本テストの採点、分析は、府教委が担うことから、新たな負担をかけることなく、その分析結果を基に個々の児童への教育指導や学習状況の改善、充実に役立てていくことができると考えている。

また、大竹委員より、本市が参加せずとも、府は本テストの目的を達成することができるのかというような御質問もいただいていたが、府教委としては、実施目的の遂行のため、全ての府下市町村に、教科横断的な問題も含めて、全ての問題、アンケートに参加してもらいたいとのことであった。

本市においても、大阪府同様、小学校の国語の課題は大きく、いじめの認知件数も増加傾向にあることから、本テストに参加し、本市児童の育成を図っていきたいと考えている。

この間、幾つかの懸案事項について、教育委員より頂戴してきた意見の内容を大きく３点にまとめた。

まず、子どもたちや学校への負担について、前回、栗林委員より、１日にあれもこれもというのは、負担が大きいのではないかという意見を頂戴した。府に申入れを行ったところ、実施時期を学校で決めることが可能とのことであった。しかしながら、どのくらいの時期で実施なら可能なのか、また、実施日以外についても、平井委員からの意見にもあったように、このコロナ禍において、カリキュラムをこなすので精いっぱいの学校現場であるので、採点集計はもちろんのこと、実施前に子どもたちや学校に負担をかけない実施や、分析結果の提供について、府教委とも協議を行っているところである。

次に、重複感については、平井委員をはじめ、巽委員からも意見を頂戴していた。府の協議でも本市同様、独自調査を実施している自治体があり、すみ分けを考えるべきとの意見があったとのことである。そういった意見も勘案し、新学習指導要領で求められている教科横断的な問題の実施を考えたとのことである。

また、児童アンケートにおいても、全国調査や経年調査では扱っていない、他人との関係をつくる力、感情をコントロールする力などの新しい質問項目により、テストの点数では測れない子どもの力を把握していくことができるとのことである。

新しい取組であり、子どもたち一人一人の状況や学級集団の変化から、教員のどのような取組や意識が学力等を伸ばすのかを分析できるのではないかと考えている。

また、平井委員よりいただいておりました国語・算数・理科のテストを20分で行うことについての懸念であるが、府のほうに確認したところ、かつて全国調査の問題にＡ・Ｂの区分があったときに、Ａの問題については、国語、算数、各20分で解く問題であったように、例えば国語については、府の課題でもある基礎的、基本的な言葉等の理解を問う、主に知識、技能、言葉の使い方に関する事項を選択式、短答式で問うとのことである。算数、理科についても、府の子どもたちの課題である分野に絞って、焦点化した問題にすることで、20分で解ける問題とするなど、内容にも工夫していると聞いている。５年生の段階から広域での府のテストを経験できることの意義は大きいと考えている。

こういった点において、本市の経年調査とお互いに補完し合いながら、より多くのデータを集積することができ、平井委員、大竹委員から教育振興基本計画についての意見を頂戴していたが、基本計画に示している客観的、経年的、児童一人一人のデータを、府の状況も指標としながら、分析、検証をし、さらなる支援の充実が図れると考えている。

最後に、平井委員からも教科横断的な問題について、コロナ禍でそれへのアプローチが十分できていない中であるので慎重にとの意見を頂戴していた。探究につながる思考力、判断力、表現力を育成することは大変重要である一方で、委員指摘のとおり、そこへの手だてが進んでいない現状も否めない。

そこで、府に対して、教科横断的な問題については、あくまでも現状把握を行う位置づけとし、事前の準備への負担はないものとすること、また、結果により序列化につながらないよう、公表の工夫を行っていただくこと等を申し入れており、現場の混乱をできる限り回避していきたいと考えている。

以上のことから、事務局としては、現状における本市の子どもたちの学力状況を踏まえ、

本市の全ての市町村が参加の意向を示している本テストには、府の状況を指標として、子どもたちの学力を客観的に把握することができ、子どもたちの最善の利益に資するものとなると考え、引き続き、懸案事項について府教委と協議を続けるとともに、十分に検討を重ねることを前提に、本市としても令和３年度大阪府新学力テストに参加したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】　方向性はよく分かりました。実施されたらよいと思います。母集団を増やして妥当性を測るということなので、結構だと思います。

次に、府教委には分析方法をしっかりと考えていただきたい。例えば、国語の問題が先ほど出ていましたが、今年はコロナ禍で３か月学校が休校だったので、学習進度がとても遅れている。小学校には直接関係はないですが、例えば、高校入試を見たときに、府は教科書２割削減を打ち出しています。このような状況では、児童・生徒たちは学校で通常受ける学習内容が消化しきれていない状況も起こりえますから、そのあたりにも留意して、保護者にも説明責任が取れるような分析をしてほしいと思います。

コロナ禍の３か月の休校措置によって、授業ができなかったということ、そして、オンラインによる展開をしたが、現場のオンラインへの習熟度という点で温度差があります。学びの保障が求められるわけですから、分析方法を明示していただき、説明責任を果たせるものにしていただきたいと思います。

【大竹委員】　この間の質問については、今いろいろお伺いして納得をしましたので、いいのではないかと思います。

この中で、やはり教科横断的な問題というのが新しく出てきているということから見ると、これをどのように学習アドバイスしていくのかということが、新たに取組として出てきますから、現場の先生方も、これに対して期待をする反面、悩む面もあると思いますので、教科横断的な問題について、それを活用して児童の成長に役立てるというような観点からも、ぜひアドバイスの仕方、これについては、事前によく検討していただければありがたいと思います。

【平井委員】　教科横断の問題では、正解が１つの問題と正解が複数ある、つまり最適解を求めるような問題があると思います。正解が１つの問題ならば、理社融合とか国算融合のところで作問しやすいと思いますが、最適解を求めるような設定だと、答えが複数出

てくるので、現場サイドでは何をもって評価したらよいのかという課題が出てくる可能性があります。この点についても、府教委のほうに投げかけて、共に検討していく姿勢も必要でしょう。育成指標とアセスメント、これを明確にしたほうがよいのではないかと思います。

【森末委員】　この新学力テストの導入の背景としては、とりわけ小学校の国語について全国平均との差が開いていること、それから、あとはそれに付随して言語能力、読解力といった能力をつけたいということですよね。この大阪府の目標からすると、国語と教科横断だけでいいのではと思うのですが、国・算・理、教科横断のテストを実施することについて、どんな議論をされたかは御存じですか。

【弘元初等・中学校教育担当課長】　基本的には、国語の課題等々が導入の経過としてあったのですが、やはり、言語力というものは、国語がウエイトは高いのですが、それ以外の全ての教科で言語力というのが基礎になります、算数の問題であっても理科の問題であってもそうです。様々な教科の中で言語力の向上をみるというところも１つ狙いがあろうかと思います。

【森末委員】　そんな議論をされているということでいいんですね。だから、国語、算数でも、単に計算できるというのではなくて、ちゃんと問題文を読んで、分析して、自分で考えて答えを出すような問題を考えていると、こういうことでよろしいですか。

【弘元初等・中学校教育担当課長】　そうです。

【巽委員】　今回すくすくテストを実施するという説明ですが、印象としては、やっぱり、ちょっとテストが多いなと感じます。子どもも負担だろうし、教員の方も、これを実施してうれしいという先生はなかなかいないのではというふうにお聞きしております。

前回も少しお話をさせていただいたんですけれど、大阪市独自で実施している小学校の学力経年調査は、調査結果というのが非常に細かく分析されていまして、保護者としても、その教科の中の細かいところの強みであったりとか課題であったりということのフィードバックがきちんとなされていますので、府のすくすくテストはどのようなフィードバックがされるのかというのが気になるところではあります。

今回、すくすくテストでもアンケートがあるということで、私個人としては、教科の点数より、そういう子どもの心の状態や、新しく追加される項目である他人との関係性といったところが、親としては気になるところでありますので、年に１回すくすくテスト、経年テストをするのであれば、その比較が見られたらうれしいなと思います。期間はちょっ

と分かりませんが、心の状態がよくなっているとか、他人との関係がよくなっているのか、悪化しているのかというところの比較ができたら、親としては安心できるところかなと思いました。

もう１つ、府全体でするということは、恐らく各市の平均点が出たり、点数化されると思いますが、公表されないんでしょうか。見えないプレッシャーというか、現場の先生も含めて、何々市はすごく高得点でといった、あまり序列はつけてほしくないなと思います。

すくすくテストでも、励みになることはあるんですけれど、全員が全員そういい得点ではなくて、テストが返ってきたら、やっぱりへこんだりとか、もしかしたら家庭で叱られたりというところもあるかもしれないので、そこをうまくフォローしたりとか、現場の先生を含めてフィードバックの仕方というか、検討いただきたいです。順位の公表については、今、どのように考えられていますか。

【弘元初等・中学校教育担当課長】　まず、この教科横断という新しいものですが、先ほど平井委員からもありましたように、答えが１つでないというところもございます。その中で、なかなか結果を点数で表すということが難しい側面もあるということで、まだ、どういった形で公表するかというのは、正式には決まっていませんが、ただ単に点数であったり、平均正答率を比べるということではなく、やっぱり、今後の子どもたちの学びであったり、生活に生かしていけるような前向きな公表ということで、これは府教委にも申入れをしておりますし、府教委のほうも、そういった方向では考えていきたいとの回答をいただいております。

【巽委員】　横断型であったら、多分そうかと思いますが、国語とか算数は、点数化されるものですので、前向きな公表の仕方というところを慎重にしていただきたいなと思います。

【弘元初等・中学校教育担当課長】　分かりました。

【平井委員】　教科横断の問題を作るときも原則、学習指導要領に準拠してほしいと思います。というのは、小学校ではありませんが、大阪府の公立高校の問題を見たときに、ＡＢＣ問題というふうに区分けされています。文理学科はじめ独自の取組をされているけども、教科書レベルを完全超えている問題も見受けられます。公立高校の入試問題を読み解くと、学習指導要領の内容を十分に遵守したような問題が通例です。公教育なので、指導要領に基づいたものになっているということをお願いしたいと思います。教科横断的問題を作る時も、最初はよいのですが、年数が経てば作問の題材選びで苦労するのは自明で

すからそのあたりも検討材料にしておいたほうがよいかもしれません。

【山本教育長】　　ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。議論としてはまだ少し時間がありますので、府教委と今いただいた色々な観点についてやり取りをしてください。今回が初めてですので、様々な考え方を順次取り入れていくということについて、もっと市教委と府教委で議論をする場をつくっていただきたい。本市は子どもの数からいっても、全体母数の中での占める割合も大きいので、そうしたいろんな細かい観点からのアドバイスを府教委にお話をさせていただいて、それを府教委のほうでも生かしていただいて作っていく。テストの運営の仕方の１つのＰＤＣＡサイクルをちゃんと押さえるためにも、我々の意見にも十分耳を傾けていただけるように、また要請のほうもお願いしたいと思います。

議案第１号「市会提出予定案件について（大阪市美術品等取得基金条例を廃止する条例案）」を上程。

萩原博物館支援担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市美術品等取得基金は、昭和58年に大阪市制100周年記念事業基本構想の１つとして、大阪中之島美術館の建設が取り上げられたことを受け、作品収集のための定額基金として、平成元年に30億円をもって設置された基金である。

廃止の理由について、美術品等の取得基金は、大阪中之島美術館の常設展示に必要な美術品等の取得に要する資金に充てるために設置した基金であることから、令和３年度以降、本市において新たに美術品等の収集を行うことがないため、当該基金を廃止するものである。

また、現在、大阪市中之島美術館は建設中であるが、予定では令和３年６月末をめどに完成予定である。完成後は、平成31年４月に設立された地方独立行政法人大阪市博物館機構に出資した上で、本機構により運営される予定である。

そのため、本基金で取得した作品についても本機構へ譲渡され、今後は本機構により作品収集を行うことになる。

条例廃止の施行日は、令和３年４月１日であり、中之島美術館の開館は令和４年早春の予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】　　市から機構に対して、これまで購入した美術品を譲渡するということですが、これは無償で譲渡されるのでしょうか。

【萩原博物館支援担当課長】　　大阪市博物館機構は、平成31年４月に設置されており、国の先行した独立行政法人化に倣い、無償譲渡しております。

【森末委員】　　無償譲渡する根拠規定というのは、どのようなものでしょうか。

【萩原博物館支援担当課長】　　博物館施設を独立行政法人化するに当たりまして、大阪市ミュージアムビジョンを策定いたしました。そのミュージアムビジョンの中で、法人の経営形態の在り方について、法人で所管する財産、土地については大阪市からの無償貸与、建物については大阪市からの出資、美術品等については無償譲渡という整理を行い、大阪市戦略会議におきましてミュージアムビジョンを決定したことによります。

【森末委員】　　財産条例が根拠規定ではないんですか。

【松浦教育政策課長】　　大阪市の財産条例第16条に、公法人に対して、特に必要と認める場合、無償譲渡することができるという規定がありますので、根拠条文としては恐らくそれになると思います。

【森末委員】　　それから、今後、博物館機構で新しい美術品を買われるときは、機構が独自に選定して買われることになるのですね。

【萩原博物館支援担当課長】　　はい。

【森末委員】　　その費用は、最終的には大阪市が機構に対して、何らかの形で支出されることになるのでしょうか。

【萩原博物館支援担当課長】　　必ずしも大阪市からの予算により、運営費交付金もしくは補助金という形で交付するということは決まっておりません。当然、法人設立時におきまして、別の団体から基本財産の寄附なども法人が受けておりますので、取得の目的、趣旨よって、本市からの交付金等で買う場合もございますし、法人が自ら購入する場合も出てこようかと思います。

【森末委員】　　なるほど。では、大阪市が支出する場合も、基本的には決まっていないということですね。大阪市が費用を支出する場合については、何か法人側が大阪市に対して計画を立ててとか、手続き的なものはあるんでしょうか。

【萩原博物館支援担当課長】　　中之島美術館につきましては、どういった作品のラインアップをそろえるかというのは決まっておりますが、予算化する際は、担当部局の経済戦略局を通じまして、本市において決定することになると思います。

【森末委員】　　本市の予算にも載せないと予算は出しませんよね。はい、結構です。

【栗林委員】　　収集したものについて無償譲渡することは、独立行政法人の組織に移るまで、文化財を共同で取得して、それを享受しようということだと思っていたのですが、法人に対して大阪市が運営費交付金のような形で資金を毎年提供するというようなことがバックグラウンドにあるとは、私は理解してなかったのですが、そういうことでしょうか。

【萩原博物館支援担当課長】　　お尋ねの内容は、毎年、博物館機構で購入する美術品等に対して大阪市が補助金等を交付するということが前提にあるかと思いますが、独立行政法人設立時におきまして、10年間のシミュレーションを立てております。その中で、例えばこの中之島美術館につきましては、購入する予算というのを交付金で手だてすることを前提としているものもございますけども、既に平成31年に独立行政法人を図った既存の美術館・博物館５館につきましては、購入予算というのは特段手当てしておりません。

【栗林委員】　　一般的に運営費交付金というのは、美術品の取得に用途限定するものではなく、それも業務の一種ですので、美術館を造れば経費を消費しないで運営することはできないわけですよね。運営費交付金というのは、美術館なら美術館の予算を主体に任されるものだと思うので、無償譲渡するのであれば、独立行政法人に移譲されるのであって、美術品取得費も含めて、運営費全体については、機構そのものが面倒を見ると理解しています。今の説明の中で、ではその経費は誰が負担するのかということですが、大学であればその収入は学生からとなりますが。美術館だって恐らく同じことですよね。公的な立場で運営していくために運営費交付金が必要だということでやっているので、その中に取得費やなんかも含まれるものだと思うんです。そういう全体の経費を引き続き大阪市が負担しなければいけないということであれば、この基金の話とはまた別に、市民に対して大阪市が資金を提供し続けるといった説明をする必要があると思いますが、いかがですか。

【萩原博物館支援担当課長】　　運営費交付金につきましては、法人がある限りは、大阪市から手だてするということを前提に考えております。今、委員御質問のございました美術品の取得に関しては、引き続き購入をするのか、購入しないのかはその都度の判断になろうかと思いますので、運営費交付金は、出すことを前提にはしておりますけども、購入そのものについて意思決定されておりませんので、予定していないというふうにお答えいたしました。

【栗林委員】　　美術品を購入するときには、別途そういう予算枠を設ける必要があるんですね。

【萩原博物館支援担当課長】　　はい。今、御質問のありましたように、日々のランニングコストにつきましては、当然運営費交付金を支出する必要ございますけども、美術品の購入費は非常に多額になりますので、購入するとなればですが、その都度その都度、議会で審議いただき、予算計上することにとなろうかと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第２号「市会提出予定案件について（区画整理記念・交流会館建設工事請負契約の締結）」を上程。

三木中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、区役所附設会館等を有する区画整理記念・交流会館の建設工事等請負契約締結に関するものであるが、建設予定建物の一部に港図書館が合築されるため、市会上程に際し、教育委員会会議に諮るものである。

契約の１として、工事概要は鉄骨造り９階建て建物１棟、建設工事契約の相手方は、株式会社ナカノフドー建設、契約予定金額は23億6,830万円である。

契約の２として、電気設備工事契約の相手方は、栗原・東海特定建設工事共同企業体、契約予定金額は５億7,090万円である。竣工期限は、ともに令和５年３月15日。

当該建物は、弁天町駅前に港地区復興土地区画整理事業の記念事業として整備され、その４階部分及び５階の一部に現港図書館が移転することになる。本移転により図書館施設の狭隘、老朽化が解消され、規模、機能面において充実が図られる。

最後に、当該建物建設工事費は総額で約48億円、うち教育委員会は約11億円となるが、土地区画整理事業によって積み立てられた基金及び国庫補助金が充当されるため、教育委員会として実質的な負担はない。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第３号「市会提出予定案件について（大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案）」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、生野区西部地域学校再編整備計画として進めている３中学校区にある６小学校、

１中学校を廃止し、田島南小学校及び義務教育学校生野未来学園を新設するため、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案を市会へ提出するものである。

まず、（１）生野中学校区については、林寺小学校と生野小学校、舎利寺小学校のうち生野中学校を進学先とする地域、及び西生野小学校並びに生野中学校の４小・１中を廃止・統合し、大阪市立義務教育学校生野未来学園を設置することとし、その施行期日を令和４年４月１日とする。

（２）大池中学校区については、御幸森小学校、中川小学校並びに舎利寺小学校のうち大池中学校を進学先とする地域の３小学校を統合する計画であるが、御幸森小学校の小規模化が顕著であり児童数が100名を下回るということから、先行して令和３年４月に御幸森小学校と中川小学校を統合して、大池小学校とすることを承認いただき、令和２年５月市会において条例改正を行ったところである。

舎利寺小学校については、進学先が大池中学校と生野中学校に分かれるため、生野中学校区の再編時期を考慮する必要があり、このたび、生野中学校区の再編整備に係る検討が整ったことから、これに合わせて令和４年４月１日に大池小学校へ統合し、大池中学校と連携型小中一貫校とするものである。

（３）田島中学校区については、田島小学校と生野南小学校を統合し、田島南小学校を田島中学校地に設置し、田島中学校との施設一体型小中一貫校とすることとして、その施行期日を令和４年４月１日とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】　義務教育学校を設置するという案ですが、義務教育学校というのは、新学習指導要領ができたことや、グローバル化していく社会に対応するために小学校にプログラミングや英語教育を導入するといったこと、そういう国の試みの１つではあります。これを先進的にやっていこうとするのは、非常に意味のあることだと思いますが、世界的に見ると、日本の学校教育制度は、戦後ずっと固定化してきて、変更していかなければならなかったことをやってこなかったということで、教員免許についてもようやく国家資格目指すというような話があり、教員免許も標準化されると新しい教育が始まると思っています。義務教育学校もそういう試みの１つですが、当然義務教育学校で教えるときには、教員は小・中の免許を持たずには教えられませんので、その中で、教員そのものの資質に新しい要素が加わってくると、そういう目論見もあるのだと思っています。この議案に反

対ではありませんが、そういう視点がやはり必要ではないかと思いますが、議論はされていますでしょうか。

【樋口首席指導主事】　　どうしてこの学校だけ義務教育学校にするのかという意見もいただいています。委員より様々の御教示いただいたように、義務教育学校でできることというのはたくさんあろうかと思っております。

現在、この地域の大きな課題として、４つの小学校から１つの中学校に進学してくることに伴って、中学校に上がった段階での集団育成というものに時間がかかり、それがうまくいかないというケースも多うございました。

そういったことも踏まえて、まずは９年間で子どもを育てるという点から入りまして、子どもの実態に応じて、義務教育学校としての特徴を生かしていくような学校づくりにつなげていこうと考えております。現在、学校と教育委員会事務局、また、区役所とも連携しながら協議しているところでございます。

【栗林委員】　　分かりました。教育内容については、これからということですね。

【樋口首席指導主事】　　現在におきましても検討しているところでございます。

【山本教育長】　　先駆的な取組例としての義務教育学校になりますので、我々もいろんな形を手探りで模索していくことになります。ただ、保護者や子どもたちに対して例というものを用意させていただいた上で、その後教育委員会として、新しい制度をどのように広げていくのかというような議論もさせていただくわけですが、具体例として、まず我々のところで１つ、この生野で作らせていただきたい。今、栗林委員からもありましたけれども、学校の中身については、まだこれから議論させていただきますし、我々としては、天王寺に新しい研修施設も用意させていただきたいと考えており、非常に近い範囲での連携になりますので、新しく物をつくるにはふさわしいのではないかと考えております。また学校の内容等については、各委員方からいろんな御意見をいただいて、進めてまいりたいと思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第４号「大阪市立の高等学校等移管計画について」及び議案第５号「大阪府立高等学校、大阪市立高等学校再編整備計画改訂版について」を一括して上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

市立高等学校の移管については、これまで大阪府の教育庁と大阪市の教育委員会事務局で構成するプロジェクトチームにおいて議論を重ねてきた。教育委員会会議においては、令和元年８月に基本的な考え方について確認をいただき、令和２年８月18日に移管計画案を議決いただいたところである。

その後、令和２年12月９日の市会において、大阪市立高等学校等を廃止する大阪市立学校設置条例の改正案が議決され、同年12月21日には大阪府議会において、新たな府立高等学校等を設置する学校条例、府立学校条例の改正案が可決された。

こうした状況を踏まえ、今回、大阪市立の高等学校等移管計画の成案を取りまとめた。計画から変更となった点について、移管計画において、表現として「協議中」「大阪府と協議し」としていた部分について、ほぼ協議が整ったことから、文言の削除、修正を行った。

具体的には、移管に関しての対応方針の項目における財政の資産負債における方針の箇所で、移管する施設については、府・市で協議を行った上で、府立学校の運営に不要なものは移管しないとしていたが、基本的にそのような財産はないということを確認したため、文言を削除した。

次に、施設整備等の方針の箇所で、移管に係る初期経費については大阪府において負担することとし、引き続きその負担方法については協議を行うとしていたが、「引き続き」以降の文言を削除し、負担するという表現に変更した。

最後に、組織、人員の退職手当の箇所について、教職員の退職手当に係る財源負担等については引き続き協議を行うとしていたが、大阪府との協議の結果、移管時点における標準法定数内の教職員の退職手当に係る財源については、大阪府において負担するということで協議が整ったため、その旨を反映した。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第５号について、令和２年８月18日の教育委員会会議において、大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画2019年度から2023年度改訂案を議決いただき、その後、移管計画案と並行して、引き続き府・市で検討した結果、内容や文言には修正はなく、改訂案の案を取り、改訂版として今回提案するものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】　　高校の土地建物等は府に無償譲渡とのことですが、無償譲渡される土地

建物等の価格の概略はつかんでおられますか。

【川本政策推進担当部長】　この点が大阪市の議会でも非常に審議されまして、路線価、台帳価格になりますけれども、土地建物を合わせて約1,500億円となっております。土地だけでしたら約1,200億円です。

【森末委員】　分かりました。起債の償還費は大阪府が代わって負担するということですね。これは幾らぐらいになりますか。

【松浦教育政策課長】　120億円くらいです。

【森末委員】　あとはランニングコスト等の経費は大阪府が負担し、退職金も大阪府が負担するということですね。無償譲渡することの根拠を先ほど伺いましたが、本件も財産条例になるわけですか。

【川本政策推進担当部長】　はい、財産条例第16条です。

【森末委員】　あと問題は、地方自治法とか地方財政法、特に地方財政法の費用の部分を確認する必要がありますが、法的に問題になるかもしれないので、その辺りについては、既にクリアされているということでよろしいですか。

【松浦教育政策課長】　過去の判例で類似の判例のうち、ぴたっと当てはまるものはないんですけれども、法律の条文やほかの判例を見たところ、大丈夫だろうと我々事務方としては判断しております。

【森末委員】　なるほど、そこについて何か相談をかけられたとか、そんなことはありますか。

【川本政策推進担当部長】　その部分は、リーガルチェックをまだしていないです。今現在、市会質疑でも違法性について指摘もありましたので、市としての見解をまとめていきたいと思っています。

【栗林委員】　私が少し心配しているのは、組織と人員のところで、教員配置は大阪府の配置基準に基づき教職員を配置するということと、それから退職金についてですけれども、財源については、退職手当に係る財源については大阪府において負担すると書いてあるんですけども、これ、基準のことで、例えば組合との間で問題になったりはしないんでしょうか。

【川本政策推進担当部長】　組合へは、年明けすぐに提案をさせていただいておりまして、配置自体は、大阪府と市とで標準法定数どおりに配置しておりますので、その前提でやっています。配置の部分での問題があるとすれば、大阪市のほうが少し実習助手が多い

であるとか、そういった問題は出てくるかと思います。

あと、教員は、具体のところは各学校でばらばらですので、その場その場での運営の仕方を尊重してやっていくとは思いますが、例えば学校の事務職員ですとか管理作業員ですとか、そういったところの取扱いが主になってくるとは思っております。

【栗林委員】　　退職手当の取扱いはどうなりますか。

【川本政策推進担当部長】　　一旦大阪市を退職することになります。その時点で退職手当をもらうということになると、勤務年数が通常より短くなるので、通算したほうが本人の不利益になりません。ですから、基本的に、通算をしていくことを考えています。ただ前回、特別支援学校を移管した際に問題になりましたのは、大阪府の配置基準よりも超えて配置していた職員がおりましたので、その場合は、大阪府としても、国からもらえる地方交付税の算定基礎は標準法定数であり、その定数を超えて大阪市が配置していたものを引き継ぐことになれば、その部分は交付税の措置対象外でございますので、退職手当は持ち出しになってしまうことから、その部分の負担はしました。今回は負担の必要のある職員がいないため、負担不要の確認をいたしました。管理作業員や事務職員をどうするかというのが課題として残っていまして、やり方が大きく違うところもございます。

【森末委員】　　あとは、大阪市にいた場合にもらえる退職手当と、通算して府でもらえる金額は同じであるのか、あるいは、給料は同じなのかという問題がありますね。

【川本政策推進担当部長】　　学校事務が違いますね。

【松浦教育政策課長】　　平成29年度までは全く一緒でした。義務教育が市に移ってきたときに、給料表の構造は一緒ですが、その後の人事委員会の勧告が、府と市でベースが違う分だけ、額にしておそらく数百円程度かと思いますが、高い部分と低い部分が混じっているのではないかと思われます。府が若年層にどんと払っていたりすると、府に行ったときに高くなるということもありますし。そこは一概には言えない部分があります。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

協議題第２号「中学校の適正な学習評価に向けた対応について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学生チャレンジテスト３年生の実施時期の変更と大阪府公立高等学校入学者選抜に係る府内統一ルールが見直されたことを踏まえ、本市の中学３年生の適正な学習評価に向け

た対応について説明する。

学習評価の適正化に向けたこれまでの経緯について、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜より、調査書の評定、内申点に、目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価が導入された。これを受けて、大阪府では学校間の評定の公平性の担保を図るため、平成28年度から中学生チャレンジテストを導入した。

また、大阪市では独自に個々の生徒の評定の妥当性、公平性を担保することを目的として、平成27年度より中学３年生の学習内容を含む大阪市統一のテストを実施してきた。

各学校は、学習指導要領に基づき、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程に則り、学習指導を実施している。日々の学習指導のもとで児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習の改善や、教師による指導の改善等に生かすことが重要であり、学習指導はもちろんのこと、学習評価も学校の教育活動の根幹である。

中学校では、来年度より新学習指導要領が全面実施される。それに伴い、学習評価の観点が、これまで４観点であったものから３観点に変更される。各学校では、現在、新しい評価の観点における評価基準の見直しを行っている。130校の中学校を所管する本市としては、他の市町村以上に各校の学習評価が公正・公平に実施されるよう、評価の妥当性や信頼性が担保されるような取組を進める必要があると認識している。

学習評価の円滑な実施に向けた取組として、文部科学省は例となる項目等を示しており、それらのうち、これまで本市では外部試験や検定等の学習評価への利用として、中学生チャレンジテストや大阪市中学３年生統一テストの結果を指導や評価の改善につなげてきた。

これまで３年生の評価の公平性を担保するための取組については、１つ目は、学校間の評定の公平性を確認する取組として、６月実施の中学生チャレンジテスト３年生の各校の結果に基づき、各校の評定平均の目安を定め、いわゆる団体戦と呼ばれる活用をしてきた。

さらに本市では、２つ目として、個人間の評定の公平性も確認するために、10月に大阪市中学校３年生統一テストを実施し、その結果を活用して、上位に入る生徒には一定の評定を定める、いわゆる個人戦と呼ばれる活用をしてきた。これらのテストを活用して、学校間、そして個人間の両面から評定の公平性を確認してきた。

来年度より中学生チャレンジテスト３年生の実施時期が、６月から９月に変更される。その結果を活用した府内統一ルールは、テスト実施の５教科についてこれまでと同様となっており、学校間の公平性を確認していく。

また、本市では、これまで取り組んできた個人の評定の妥当性や信頼性を確認すること

も、引き続き実施していかなければならないと考えている。そこで、中学生チャレンジテストが９月実施となったことから、その結果を活用して、学習評価の適正化を図ることを通して、個々の生徒の評定の妥当性や信頼性を確認できるようにしていくために、大阪市ルールを継続することを基本としつつ、学習評価がより適切に行えるよう取り組んでいきたいと考えている。

メリットとしては、１つのテストで学校間と個人の評価の公平性、妥当性を確認できることとなり、生徒にとっては負担軽減となる。したがって、大阪市中学校３年生統一テストを実施せず、中学生チャレンジテストの活用により、学校間の公平性とともに、個々の生徒の学習評価の適正が図れるよう取り組み、生徒の負担の軽減を図っていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】　４教科については、別のルールということですが、どのようなルールでしょうか。

【福山首席指導主事】　チャレンジテストの５教科で各学校の評価、評定平均の目安が定められるのですが、それに準じて、４教科の評定も幅が決められていたのですが、４教科を指導する先生方からは、５教科と４教科の評定の幅が一緒というのはいかがなものかという声が府内全域でありました。これは大阪府教育庁も課題として検討されてきました。今回変更されて、府全体で４教科の平均値を出します。その平均値のプラスマイナス0.3の幅に、各学校の４教科の評定の平均が入っていたら良いという幅と、それから、従前どおり５教科のテストで定めた幅と、４教科の評定を決めるための幅は、この２つの幅のどちらかに入っていたら良いとなり、４教科の評定の幅が広がり、チャレンジテストの結果を使っても良いし、府内全域の４教科の評定の平均を活用しても良いという新ルールになりました。

【山本教育長】　今後も府教委と十分議論をしながら、いい形をつくり上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（５）山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教育委員会委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿